

競争

——日本靈異記上卷第三緣小考 四——

守屋俊彦

一

日本靈異記上卷第三緣は、四つの小話から成っている。その第二段は、雷の子——實際は生まれ変り——と力ある王とが競争したという話になっている。

然る後に生まれし児の頭に蛇を纏ふこと二廻、首尾後に垂れて生まる。長大りて年十有余の頃、朝廷に力人ありと聞きて試みむと念ひ、大宮の辺に来て居り。ここに時に臨みて王の力の当時に秀れたるあり、大宮の東北の角の別院に住む。その東北の角に方八尺の石あり。力ある王、住家より出でてその石を取りて投ぐ。すなはち住処に入りて門を閉ぢ、他人を出入せしめず。小子視て念はく、名に聞えたる力人はこれなりと念ふ。夜、人に見えずその

石を取りて投げ益すこと一尺なり。力ある王、見て手拍ち掛ねて、石を取りて投ぐ。小子より投げ益すことを得ず。小子また二尺投げ益す。王見てまた投ぐれども、なほ益すことを得ず。小子の立ちて石を投げし処、小子の跡深さ三寸踐み入り、その石もまた三尺投げ益す。王、跡を見、ここに居る小子、石を投げたりと念ひ、捉へむとして寄れば、すなはち小子逃ぐ。王、小子の逃ぐるを追ひ、小子塙を通りて逃ぐ。王、塙の上を踰えて追ふ。小子もまた、返り通りて逃げ走る。力ある王、終に捉ふことを得ず、我より力益れりと念ひ、更に追はず。

この話について、私は以前に、この小子が石を投げた時、「小子の跡深さ三寸踐み入」ったとあるところに着目し、この小子がダイダラ坊のうらぶれた末裔であることを推測し、そこからさらに、播磨風土記託賀郡の巨人が身をかがめて巡行した話などを仲介として、

ここに開闢神話の痕跡をみようとしたことがある。⁽¹⁾

しかし、それは、この話の中に深く埋没しているものを抽出してみただけであつて、この話の主題は別なところにある。いうまでもなく、小子と王とが競争したということである。そして、そこには、

(イ)力競べをした、

(ロ)走り競べをした、

という二つの競争が語られている。しかし、この話の終りが、「我より力益れりと念ひ、更に追はず。」という文で結ばれているところからすれば、(イ)の力競べの方に重点が置かれていたとみななければならぬまい。(ロ)の走り競べの方は、何らかの事情によって付け加えられたとみた方がよからう。ともかく、競争という点に視座を据えて、この話の基盤にあるものを考えてみたい。

二

さて、このように二者が力競べをした話としては、出雲の國譲り神話の条に、建御雷神と建御名方神とが力競べをしたという神話がある。

故ここにその大國主神に問ひたまひしく、「今汝が子、事代主神

かく白しぬ。また白すべき子ありや。」といひたまひき。ここにまた白ししく、「また我が子、建御名方神あり。これを除きては無し。」とまをしき。かく白す間に、その建御名方神、千引の石を手末に擧げて来て、「誰ぞ我が國に来て、忍び忍びにかく物言ふ。然らば力競べせむ。故、我先にその御手を取らむ。」と言ひき。

故、その御手を取らしむれば、すなはち立氷に取り成し、また劍刃に取り成しつ。故ここに懼りて退き居りき。ここにその建御名方神の手を取らむと乞ひ歸して取りたまへば、若輩を取るが如、搦み批ぎて投げ離ちたまへば、すなはち逃げ去にき。故、追ひ往きて、科野國の州羽の海に迫めりて、殺さむとしたし時、建御方神白ししく、「恐し。我をな殺したまひそ。この地を除きては、他処に行かじ。また我が父、大國主神の命に違はじ。八重事代主神の言に違はじ。この葦原中國は、天つ神の御子の命の隨に献らむ。」とまをしき。(記)

二神は腕相撲のようなことをして、石の投げ競べとはやや異なっているが、何らかの方法によって力競べをした、という点では共通したものを持っている。なおいえば、この時建御名方神は、「千引の石を手末に擧げて」来ている。勿論、それはこの神が強力な持主であったことを語っているのだけれど、その強力を語るために、わざわざ石を持ちだしているところからすると、この二神

も、腕相撲をする前に、もしかすると、この話のように、石の投げ競べをしていたのかもわからない。そういえば、中四をみると、この小子の孫にあたる力女は、三野狐という力女と争った際、「依りてすなはち二つの手を持ち捉へ、甚の勢もて一遍打つ。」と腕相撲と似たような所作をしている。すれば、この話の場合にしても、小子と王は、石の投げ競べをする前に、この神話のように、腕相撲のようなことをしていたのかもわからない。何れにしても、もしそうだとすれば、この話とこの神話との間はより近いものになってくるだろう。

それはともかくとして、ここでとくに注意してみたいのは、この神話では、この腕相撲が行われたのが、出雲が国を譲るとした場合であったということである。国を譲るとか譲らないとかいう、きわめて重大な政治問題にこのような単純な方法がとられることについて、松村武雄博士は、

低層文化民族は、係争關係を決定する方法として文明人の目から見ると太だ素拙な、寧ろ滑稽な手段を採るものである。而してその方法の多くは、係争当事者の間に於ける何等かの形による力量比である。多くの若者が一人の乙女を争ふとき、走り競べ・力競べ・技競べなどによって問題を解決する習俗が、いかに広く自然民族の間に行はれてゐるかは、フレーザー氏の『金枝篇』第二

巻「呪術及び王者の進展」(The Magic Art and the Evolution of Kings)を繙く者の直ちに首肯するところであらう。これ等の競争は、我々にとってこそ、可笑しくもたよりなくも思はれるが、低層文化民族にとっては、係争問題を解決すべき最上の、そして最も確實な方法である。なぜなら、その奥には神の意志が潜んでゐると信ぜられたからである。それ等は要するに神判であるからである。⁽³⁾

と説明されている。勝敗という偶然の中に、神の意志をみるとということなのであらう。神の意志なのだから、いくら単純な方法であっても、それに従うということになるのであらう。すれば、この話にしても、相手役が王であるところからして、その基盤に、何かこれと似たような場合の方法があるのではあるまいか、ということも一応考えられるのである。しかし、この話の下に、このような因縁り的なものをみるのは、舞台がやや大げさになりすぎ、無理なような気がするのである。

ところで、播磨風土記をみると、

御方の里^{上は下}に^下の御方と号くる所以は、葦原の志許乎の命と天の日槍の命と、故黒土志爾嵩に到り給ひて、各黒葛三条を足に著けて投げ給ひき。その時、葦原の志許乎の命の黒葛、一条は但馬の気多の郡に落ち、一条は夜夫の郡に落ち、一条はこの村に落ち

き。故、三条といふ。天の日槍の命の黒葛は、皆但馬の國に落ちき。故、但馬の伊都志の地を占めてまします。(六天郡)

というような話がある。力競べではないが、黒葛を投げ合う、という単純な方法によって、一定の土地の所屬をきめているのである。矢張り、そこに神の意志をみているのであろう。これからすると、古代に、力競べによって土地の所屬をきめる、というような方法があつて、それがこの話の下にある、というふうに考えてみることもできよう。これならば、日常的なことなのだから、國譚り的なことよりも、可能性があるような気がするのである。

そこで、この線に沿つて、その土地の性格や範圍を今少し絞つてみたい。垂仁紀七年の條に、当摩蹶速と野見宿禰とが相換をしたという話がある。

七年の秋七月、己巳の朔にして乙亥の日、左右奏して言はく、「当摩の邑に勇悍の士あり。当摩蹶速と曰ふ。その人なりは、強力くして能く角を毀き鉤を申ぶ。恒に衆中に語りて、四方に求むるにも豈わが力に比ぶ者ありや。何とかも力強き者に遇ひて、死生を期はずして頓に争力することを得むと曰ふ」とまをす。天皇聞かして群卿に詔したまはく、「朕聞かくは、当摩蹶速は天の下の力士なりといへり。若し此に比ぶ人あらむか」とのりたまふに、一の臣進みて言さく、「臣、聞かくは、出雲の國に勇士あり、

野見宿禰と曰ふ。試にこの人を召して蹶速に当せなむ」とまをす。その日、倭直の祖長尾市を遣して、野見宿禰を喚さしめつ。

ここに野見宿禰、出雲より至りしかば、当摩蹶速と野見宿禰とに拵力とらしめつ。二人相對ひ立ち、各足を挙げて相蹶むに、当摩蹶速が脇骨を蹶み折き、またその腰を踏み折きて殺しつ。故、当摩蹶速の地を奪りて、悉に野見宿禰に賜ひき。この以にその邑に腰折田ある縁なり。野見宿禰は、留り仕へき。

相換の起源を語つた説話といわれるものであるが、この時賜つたのが腰折田といわれているところには、或は泥田の上で相換をとる農耕儀礼が投影しているともみられるのである。それはともかくとして、その腰折田を、相換の勝敗の結果によって賜つたとあるところに注目してみれば、そこには、田の所屬をきめる際、相換のよきな力競べによつたとする、古代の方法が投影しているのかもわからない。すれば、この話の基盤にも、或はこのような方法が横たわっているともみられるのである。古代社会が農耕社会であつてみれば、土地一般というよりも、こうした田の所屬をきめる方法を、そこに汲みとる方が、より一層可能性があるだらう。生活的で現実的であるからである。なおいわば、この小子が王と田の水争いをしてゐることも(第四段)、このことの傍証となるかも知れない。

さて、このように、力競べということが、田の所屬をきめる方法になつていふに思われるのだが、実は、農業そのものとも深いかわりを持つていたのである。今あげた相撲をとつてみても、民間では、神社の境内などで神事相撲として行われ、農作の豊凶を占う年占行事となつていふのである。一例をあげれば、石川県羽咋町の羽咋神社では、九月二十五日に神事相撲が催され、加賀・越中国を上山方、能登・佐渡両国を下山方と定めて相撲をとり、勝つた方が國が豊作を得る、という年占行事になつていふ。このように、相撲が年占行事になることについて、田中英機氏は、

たとえば、例の、相撲の土俵風景。呼び出しが「へ東——山、へ西——海」と美声をふるうと、東西から力士が登場し、塩をまいて土俵を清め、四股を踏んで、さて勝負にはいり見物をわかせる——、あの姿と形のなかに古い昔からの神事のおもかげを見つけて出すことができる。かりに、相撲の土俵を神事を執り行う神聖な祭りの場とすれば、そこに東の國と西の國を代表する神人が登場して、塩で斎場を清め、反隈(足を踏みその土地を鎮める一種の呪法)してその場を鎮め、やがて二者の対立・競技の勝ち負け

で、その國の一年の豊凶を占う、という神事になる。

と説明されている。相撲をめぐる聖なるものからの説明がなされていふ、興味深く、従うべきであるうが、勝敗という偶然の中に神の意志をみる、ということもあつたとみるべきであろう。

なお、相撲ばかりでなく、綱引、競馬、石合戦、歩射、凧あげ、などいろいろな競技が、年占行事になつていふ場合が多いのである。これらの競技の中で、この話のように、直接石に関係のある競技をあげてみると、その一つとして、力石による力競べがある。若者達が重い石を持ちあげて競争をし、これによって豊凶を占うものである。これについて、日本民俗事典には、

石に対する信仰は古くからあり、神の依代である重い石を持ちあげて力技を競い、一年の豊凶を占う行事もその一つである。全国的に、若者が大きな石を頭上高くかかげて力を競う、いわゆる力石の民俗はその娯楽化した姿であるが、その石が神社の境内に置かれていふところに、古い時代の信仰の跡がしのばれる。

と解説してある。どちらかといへば、石にたいする信仰の側からの説明になつていふが、ここにも、矢張り、勝敗という偶然の中に神の意志をみるという意味もあつたのではないだろうか。恐らくは、この二つのものが一つになつて、力石による力競べが、豊凶を占うというふうなことになるのであろう。この話では、ともかくも、

小子と王とは、方八尺の大きな石を持ちあげているのだから、その基盤に、こうした力持ちの行事をみ取ることも可能なのではないだろうか。

しかし、小子と王とは、単にこの石を持ちあげるばかりでなく、更に投げ合っているのである。そこにややずれを感じるのである。その点からすると、石合戦の方が今少し近いような気がする。石合戦というのは、人々が二組に分かれ、相対して石を投げ合う競技であるが、これまた年占行事となっている。例えば、熊本県菊池郡内村の大官神社の祭りには、天和の頃まで、白川を隔てて石合戦をし、勝った方が豊作だとされていた。⁽⁶⁾ただ、この話の場合は、方八尺の石なのだから、それを投げ合うというのは、実際にはやや無理なような気がする。石合戦なら小石の方がよいからである。つまり、大きな石を持ちあげるといふ点からすれば、力持ちの行事のようであるし、石を投げ合うといふ点からすれば、石合戦のようにも思われるのである。

その何れにしても、この話の下には、こうした石を用いた年占行事があるような気がするのである。この上三の話は、この後、第三段のところでは、元興寺の童子になったこの小子が鬼を平げたという話があり、さらに第四段では、元興寺の田の水をめぐって王と争ったという話がある。その第三段の原話は、農業神としての雷神を

迎えて、巫女と神婚し、農の豊穰を期待する儀礼を賭ったものであり、⁽⁷⁾第四段には、水口祭の儀礼や、水を地中から出す呪術や、雨乞石の信仰などが、その下にあったのである。⁽⁸⁾このように、この段の前後の段の話のすべてが、農業をめぐる儀礼や習俗の上に成り立っているとすれば、この話の下にも、田の所屬をきめる方法よりも、こうした年占行事という農業的な儀礼や習俗をみた方が、より確率があるような気がするのである。

四

さて、この後、この小子はさらに王と走り競べをしている。この走り競べもまた年占行事と関係があったようである。人ではないが、競馬がしばしば年占行事として行われたからである。柳田國男氏は、競馬について、次のように述べていられる。

競馬に至っては概して五月五日のものであったが、それでも若干の例外はあったのである。例へば紀州伊太祁尊神社の例祭は八月十五日で、流鶴馬神事と称して六十六騎の馬が出た。最初は日本六十六国から一騎づつ出すことであったと云ふのはやがて又地方地方の年柄を卜したことを意味するものであらう。この外に尚諸願成就の騷馬と云ふのがあった。即ち人の騎らぬ競馬であって、

有田郡などではほぼ同じ秋の季節に、村毎にこの神事があったと云ふ(和歌山県誌下)。尾張熱田の馬の塔と云ふのも、これとよく似た儀式であるが、その期日五月五日である。村々より馬を牽き来り唯駅も無く走らせたもので、或は日本武尊東征の日の態をまねおと云うたが付会の説で、誠は昔競馬の式があったので、西門に馬場の名が残って居たと云ふ(塩尻五)。近江では高島郡安曇村大字田中の鎮守牛頭天王社にも、五月一日の祭に競馬があった、その地名を亦馬場と呼んだ(近江国輿地誌略九十二)。同国蒲生郡桐原村大字安養寺の牛頭天王でも、これ亦五月朔日の祭礼に競馬があり、更に翌々三日の日は御走と称して神子二人、社頭より御旅所に急走したと云ふが(同上六十一)それも年占らしい。

すれば、人が走り競べをすることによって、豊凶を占う、という年占行事のようなものがあって、それがこの話の下地になっているとみられないこともないのである。

それにしても、なぜこのような走り競べをする話を付け加えたのであろうか。中四をみると、この小子の孫にあたる力女が、三野狐という力女と争ったという話があるが、その三野狐は、上二にてでくる、破都祢という男の四代目の孫ということになっている。そして、この男は「走ること疾くして鳥の飛ぶが如し」(上二)と早く

走ったとあり、従って、その四代目の孫の三野狐も早く走ったとみられるところから、それとの対抗上、この力女の祖父にあたる小子も早く走ったということになり、そこから、石を用いた年占行事との関係からして、同じ年占行事としての走り競べを使用し、この小子が早く走ることにして、ここに付け加えたのであろう。

このようにみえてくると、この話の下にあるものがあらかた浮かびあがってくるのだが、それにしても、この小子が競争の相手役にした者が、なぜわざわざ王になっているのであろうか。前にも一寸述べたように、この後の第四段のところをみると、矢張り、この小子は王を相手にして水争いをしている。この水争いについて、和田翠氏は、飛鳥川の下流に王達の私地があり、元興寺の近くの木葉井堰を塞ぎ止められると、水量を減じ、不都合をきたしたからであらう、と説明されている。¹⁰⁾もし、そうだとするならば、この第四段との関係で、これも相手役が王ということになったのかもわからない。

一体、この第二段は、第一段、第三段、第四段とやや趣を異にしている。その一つの特徴は、その場所がはっきりしていないということである。第一段は尾張の国阿育知の郡片蔭の里のことであり、第三、第四段は飛鳥の元興寺のことであるのに、この段には、ただ「朝廷」とか「大宮」とか記されているのみで、何処なのか不明である。思うに、この話は、第一段と第三段以下とを結ぶものとして

作られたものなのではないだろうか。つまり、尾張國に生まれた小子を、飛鳥の地に移動させるにあたって、それを無理なく滑らかにするために、その中間に、場所などをはっきりさせないで、一般的な話として、このような話を作り、ここに入れたのであろう。もし、この上三全体を一つの話としてまとめたのが、元興寺の僧達であったとすれば、この話を作ったのも、その僧達であったとみるべきであらう。元興寺は真神原の斎田の地に建立されたとみられるのである。すれば、その周辺には、現実に、このような石を用いた年占行事などがあったともみられるのである。そこで、このような行事を巧に使用することによって、こうしたつなぎの話を作ったのであろう。もし、景戒がこの元興寺に關係があったとすれば、或はここには景戒の手が入っているかも知れない。すれば、小子の相手役を王とし、その権力者である王を敗北させるという構想の中には、貧しき自度僧としての景戒の意識がこめられているともみられるのである。このような意図からも、相手役が王となったのかもわからない。

注(1) 拙稿 小子の跡——日本霊異記上巻第三緑小考——(『古代文学』第十四号) 四四頁—五〇頁

(2) この建御名方神は諏訪上社の祭神であり、諏訪氏によって斎き祭られていたものである。従って、この神話は、本来はこの諏訪氏が大和

朝廷に服従し、國譲りした話であったと思われる。それが同じ國譲りということから、この出雲の國譲りの条に取り入れられたのであろう(拙著「記紀神話論考」二四七頁)。

(3) 松村武雄博士 日本神話の研究 第三巻 四七九頁

(4) 田中英機氏 相換にはどのような歴史があるか(『日本民俗学の視点・ハレ(晴)の生活』所収) 二八四頁

点・ハレ(晴)の生活』所収) 二八四頁

(5) 日本民俗事典 四四二頁「力持ち」の項目

(6) 田原久氏 鏡枝・嬭葉(『日本民俗学大系・9』所収) 二九五頁

(7) 拙稿 元興寺の鬼(『古代文化』第二九卷第三号) 三六頁

(8) 拙稿 水争い——日本霊異記上巻第三緑小考(一)——(『甲南國文』第二四号) 四〇頁—四四頁

(9) 定本 柳田國男集 第十三卷 二六一頁

(10) 和田萃氏 飛鳥川の堰——弥勒石と道場法師——(『日本史研究』第二三〇号) 九七頁

(11) 拙稿 雷墜落——日本霊異記上巻第三緑小考(二)——(『高野山大学國語國文』第三号) 二五頁

(12) 拙稿 元興寺の鬼(『古代文化』第二九卷第三号) 三六頁

△追記V 小論は、「雷墜落——日本霊異記上巻第三緑小考(二)——」

(『高野山大学國語國文』第三号)、「元興寺の鬼」(『古代文化』第二九卷第三号)、「水争い——日本霊異記上巻第三緑小考(一)——」(『甲南國文』第二四号)、などと一連のものである。

△追記V 小論は、「雷墜落——日本霊異記上巻第三緑小考(二)——」(『高野山大学國語國文』第三号)、「元興寺の鬼」(『古代文化』第二九卷第三号)、「水争い——日本霊異記上巻第三緑小考(一)——」(『甲南國文』第二四号)、などと一連のものである。